

いなべ市の介護予防事業についてご紹介します!

介護予防とは

- ★お元気な方も、お体がご不自由で支援や介護が必要な方も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるよう支援することです。
- ★そのためにいなべ市では、高齢者の方が地域でいつまでも心と身体を元気に保って生活していただけるよう、早い段階から継続して予防的な事業・サービスを提供していきます。

1 お元気な高齢者の方

介護予防一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)

高齢者の方が住み慣れた地域でずっとお元気で暮らしていただけるよう、介護予防の普及啓発に努めます。

○生きがいデイサービス

対象者……介護保険の対象にならないおおむね65歳以上の高齢者の方
内容……レクリエーションや創作活動など
利用料……1回あたり500円（昼食代含む）
実施場所……熟人荘（北勢町）、市之原デイサービスセンター（員弁町）、大安老人福祉センター（大安町）

○青空デイサービス

対象者……介護保険の対象にならないおおむね75歳以上の高齢者の方
内容……主に屋外園芸作業など
利用料……1回あたり500円（昼食代含む）
実施場所……農業公園工コ福祉広場（藤原町）

○介護予防運動器機能向上事業

対象者……おおむね65歳以上の高齢者の方
内容……ウォーキング、ストレッチ運動、マッサージ等のプログラム
利用料……無料
実施場所……健康増進施設 阿下喜温泉（あじさいの里）ほか、地域の各施設など

○介護予防支援事業

対象者……おおむね65歳以上の高齢者の方
内容……認知症予防教室、栄養改善教室、口腔機能向上教室など
利用料……無料
実施場所……地域の各施設など



など…

2 日常生活に少し不安のある高齢者の方

介護予防特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)

介護予防サービスが効果的と認められる方への支援を行い、運動器の機能低下を防止するほか、うつ、認知症、閉じこもりの予防をはかります。

○通所型介護予防事業

・はつらつデイサービス（大安町）
・すっきりコース（北勢町）

○訪問型介護予防事業

○栄養改善・口腔機能向上事業
など…

地域包括支援センターが作成するケアプランに沿ってサービスの利用が可能です。（※詳しくは4月号リンクをご覧ください）

3 介護保険で「要支援」と認定された方

介護保険による予防給付

介護予防に重点を置いたプログラムの提供により、要介護状態になることを予防したり、重度化を防止します。

○介護予防通所介護

○介護予防訪問介護

○介護予防通所リハビリテーション

など…

対象者……介護保険を申請した結果、「要支援1」「要支援2」と決定のあった方
利用料……介護給付費の1割分

実施場所……三重県の指定を受けた介護予防サービス事業所

地域包括支援センターが作成するケアプラン（一部委託あり）に沿ってサービスの利用が可能です。

問い合わせ先 大安庁舎 地域包括支援センター ☎78-3520 FAX78-1114